

JA共済で、まとまった資金を節税対策に活用しませんか？



一時金を活用した節税対策として、2つの共済をご紹介します！

一時払終身共済 (平28.10)

健康に不安のある方もご加入しやすい
一生涯の万一保障です！

加入年齢：0歳～90歳

保障イメージ



70歳加入

(令和4年4月現在)

POINT

簡単な告知で
90歳まで
ご加入いただけます！
一生涯にわたって
万一の保障が
確保できます。

一時払共済掛金 (共済金額 500万円)

(令和4年4月現在)

加入年齢	男性	女性
50歳	4,893,935	4,850,150
60歳	4,950,315	4,910,335
70歳	4,977,425	4,946,395
80歳	4,994,145	4,975,470

割りもどし金

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引き出しになれます。ただし割りもどし金の額は年度ごとに変動し経済状況などによって0となる年度もあります。

返れい金

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。返れい金は、お支払いいただいた共済掛金の額が限度になりますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい金がお払込みいただいた共済掛金を下回ることがあります。

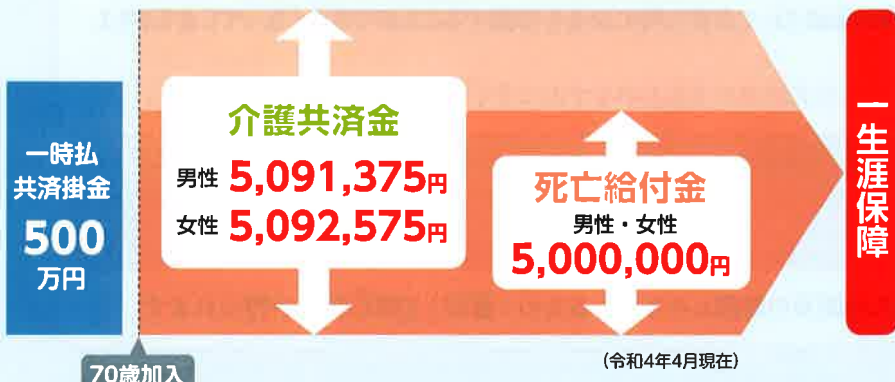
一時払介護共済

一生涯にわたる介護保障で
不安が高まる高齢期も安心です。

加入年齢：40歳～75歳

保障イメージ

ご契約例 男性・女性/70歳加入/一時払共済掛金500万円



70歳加入

(令和4年4月現在)

POINT

一時払介護共済なら予め
「指定代理請求特約」
を付加頂いていると
被共済者様ご本人に
代わって代理人による
共済金の請求が
可能になります！

★ 次の①または②のいずれかの場合に、介護共済金をお受取りになれます。

- ①公的介護保障制度に定める要介護2～5に認定されたとき※
- ②所定の重度要介護状態になったとき (JA共済独自基準) ※

※ 責任開始時以後に生じた病気またはケガの場合に限ります。

★ 介護共済金額のお受取りがなく、お亡くなりになられた場合には、死亡給付金 (一時払共済掛金の額) をお受取りいただけます。

★ 介護共済金をお支払いした場合にはご契約は消滅します。

★ ご解約される場合、お支払いする返れい金の額は一時払共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、一時払共済掛金の額を下回ることがあります。



父が脳卒中で突然要介護状態になってしまったけど、本人の意思確認がとれないから父の貯金も崩せないし大変だわ.....

「相続」「節税効果」「納税資金準備」

お子さまやお孫さまへ、自分の想いを少しでも多く伝えていくために早くから相続対策を始める人が増えています。そして、その対策の1つとして生命共済が注目されています。

大切な家族への想い……



1 非課税枠による節税効果があります！

万一の時に受け取れる死亡共済金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。

$$500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税枠}$$

例えば 妻+子ども3人の場合500万円×4人で2,000万円が非課税

- 被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが、相続税の課税対象になります。
- 死亡共済金受取人が、相続人の場合に限り、非課税枠の適用があります。
- 令和4年1月末現在の法令等に基づきます。

相続対策に
生命共済が有効な
3つのワケ

2 すぐに現金化できる資産を準備することができます。

相続した財産を受け取るまでには相当な時間がかかります。死亡共済金ならスムーズに現金を受け取り、納税資金としてご活用いただけます。

また、亡くなられた方の預貯金口座は凍結されて必要な時にお金を準備することができなくなってしまうかもしれません。

一時払終身共済を活用すれば、受取人に共済金が支払われますのですぐに現金化することが可能です。

3 相続を、“争”族にしないために

死亡共済金は、指定された受取人の固有の財産とみなされるため「遺言」と同じ効果が得られます。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

詳しくは、お近くのJAにお問い合わせください。